事　務　連　絡
令和７年８月１５日

指定訪問介護事業所
指定介護予防訪問介護相当サービス事業所
指定訪問型サービスＡ事業所　　管理者　各位

高松市介護保険課

令和７年度前期分　同一建物減算（12%減算）に係る書類作成及び提出について（依頼）

日頃より格別の御高配を賜り厚くお礼を申しあげます。
さて、令和６年度介護報酬改定により、同一敷地内建物等に居住する利用者へサービス提供を行う各事業所におかれましては、毎年度２回、サービスを提供した利用者総数を対象として同一建物減算（12%減算）に係る判定を行い、所定の要件に該当した場合は、減算が適用されることになりました。
つきましては、令和７年度前期分の書類を作成し、サービスを提供した利用者総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者数の占める割合が９０%以上となった場合は、下記書類を提出してください。
なお、運営指導等において、同一建物減算（12%減算）の提出要件を満たすにも関わらず書類を提出していないことが確認された場合は、不正請求とみなされ、行政処分の対象となることがありますので御承知おきください。

１　対象事業所
同一敷地内建物等に居住する利用者へサービス提供を行う、
・指定訪問介護事業所
・指定介護予防訪問介護相当サービス事業所
・指定訪問型サービスＡ事業所

２　対象サービス
・訪問介護
・介護予防訪問介護相当サービス
・訪問型サービスＡ

３　判定期間及び減算適用期間
判定期間：令和７年３月１日～令和７年８月３１日
減算適用期間：令和７年１０月１日～令和８年３月３１日

４　提出書類（高松市ホームページに掲載しています）
①訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙１０）
②介護予防訪問介護相当サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙１０－２）
③訪問型サービスＡにおける同一建物減算に係る計算書（別紙１０－３）

以下、今回の届出において初めて 12%減算が該当となる場合のみ
④介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

⑤介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
⑥介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
⑦介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

高松市ホームページ掲載場所
①～③
https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/service_jigyosha/yoshiki1.html

④～⑦
https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/service_jigyosha/taisei.html

5　提出方法及び提出期限
電子申請届出システム：令和７年９月１５日（月）必着
郵送又は持参：令和７年９月１２日（金）１７時　必着

※原則、電子申請届出システムで提出してください。
　ＧビズＩＤ取得中等の理由で電子申請届出システムが御利用になれない場合は、郵送又は持参で提出してください。

6　郵送又は持参の場合の提出先
〒760-8571　高松市番町一丁目８番１５号
高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課相談指導係　訪問担当

7　留意事項
（１）「同一敷地内建物等に居住する利用者」とは、事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は事業所と同一の建物に居住する利用者です。（事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者を除きます。）
（２）算定及び判定については、訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービス A の各サービスごとに分けて行い、書類を作成してください。
（３）判定の結果、減算適用となる場合は、減算適用期間に同一敷地内建物等に居住する利用者に事業所が提供するすべてのサービスについて、減算を適用します。
（４）算定の結果、９０％以上でなかった場合については、書類の提出は不要ですが、各事業所において５年間保存する必要があります。
（５）新規指定や休止等の理由により、サービス提供期間が判定期間の６月に満たない場合でも、当減算の該当になります。
例）令和７年５月１日に新規指定された事業所の場合、判定期間：令和７年５月１日～令和７年８月３１日、判定の結果減算適用となる場合は減算適用期間：令和７年１０月１日～令和８年３月３１日となります。

【問合せ先】
高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課
相談指導係　訪問担当：伊藤・香西
〒760-8571　高松市番町一丁目８番１５号
電　話：(０８７)８３９－２３２６
ＦＡＸ：(０８７)８３９－２３３７